

中津川市埋立て等の規制に関する条例を制定しました。

『目的』

平成19年度、中津川市内2箇所にフェロシルトが埋設されていたことが判明しました。六価クロムやフッ素等の有害物質を含む産業廃棄物です。すでに撤去は完了していますが、今後このような不適正な埋立てが行われないように、土砂等の埋立て等について必要な規制を行い、不適正な埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保する目的で制定しました。

『条例概要』

- ①土壌汚染を防止するための環境基準とする。
- ②埋立て等の面積が500㎡以上、3,000㎡未満について、市長の許可制になります。
- ③埋立てを行う区域以外の土地で採取又は製造された土砂等の埋立てが対象です。
- ④土砂等の採取元証明書の届出が必要です。
- ⑤製造物等を含む土砂の埋立てについて、土壌検査結果の届出が必要です。
- ⑥職員による立入り調査を必要に応じて行います。
- ⑦命令違反、無許可事業等に罰則が適用されます。

○1年以下の懲役又は百万円以下の罰金

- ・無許可事業者。不適正埋立ての停止又は現状保全措置、緊急時の災害発生防止措置、無許可事業者の土砂等の撤去と災害発生防止措置、許可の取り消しによる埋立て事業の停止及び原状回復措置等の命令違反。

○五十万円以下の罰金

- ・土砂等の搬入及び製造物等を含む土砂の土壌検査結果の未届出または虚偽の届出、環境基準に適合しない土砂等の未報告または虚偽の報告。

○三十万円以下の罰金

- ・特定事業の着手、完了、廃止、休止、地位承継の未届出または虚偽の届出。関係書類の保存に対する規定違反または未保存。埋立て状況等の未報告又は虚偽の報告。立入検査を拒み、妨げ、忌避、虚偽の陳述。

⑧施行期日 平成20年10月 1日